



2025年8月13日

各位

会社名 株式会社 ケア ネット
代表者名 代表取締役社長 藤井 勝博
(コード番号 2150 東証プライム)
問合せ先 コーポレート本部長 佐藤 寿美
(TEL. 03-5214-5800)

(変更) 「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の 一部変更に関するお知らせ

当社が2022年10月26日に公表しました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部に変更の必要が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本日付の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関して、対象となる当社の執行役員及び従業員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容の一部変更について決議を行ったため、2022年10月26日公表の内容を一部変更するものです。

2. 変更箇所

変更箇所は_____で示しております。

(変更前)

(新設)

(変更後)

(前略)

3. 本割当契約の概要

(中略)

(7) 譲渡制限の解除条件 (追加)

当社は、譲渡制限期間中に、当社の普通株式に対し、金融商品取引法第27条の2以下に規定される公開買付け（以下「本公開買付け」という。）が開始され、当社が本公開買付けに賛同し株主に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を行っている場合（その後、対象となる執行役員及び従業員による申出の以前に、当社が本公開買付けに賛同し株主に対して応募を推奨する旨の意見を変更又は撤回した場合を除く。）であって、対象となる執行役員及び従業員から当社に対して本公開買付けに応募するために譲渡制限を解除するよう書面により申し出があった場合、譲渡制限を解除する。ただし、この場合において、対象となる執行役員及び従業員が本公開買付けへ応募しなかったときは、当社は、本公開買付けに係る買付期間の終了日において、本割当株式の全てを無償で取得する。なお、対象となる執行役員及

び従業員が本公開買付けへ応募したものの本公開買付けが不成立となった場合には、本（7）に基づく譲渡制限の解除は遡って効力を失い、対象となる執行役員及び従業員が返還を受けた本割当株式については、再び譲渡制限の対象となるものとする。

（後略）

3. 変更予定日

2025年8月28日

以上